

10月の日曜窓口開庁日を変更します

地方公共団体情報システム機構におけるシステムメンテナンスのため、開庁日を変更します。

変更前	10月8日(日) (第2日曜日)	→	変更後	10月15日(日) (第3日曜日)
-----	---------------------	---	-----	----------------------

【日曜窓口】

毎月第2日曜日は、午前9時～午後5時まで区役所1階で転出入の手続きや証明書の発行等を行っています。



日曜窓口

【水曜窓口時間延長】

毎週水曜日は、開庁時間を午後7時まで延長しています。取り扱い業務については、区HPをご覧ください。



水曜窓口延長



▶問合せ 企画課
TEL (5246) 1012

▶費用 5年度の区民税所得割額に応じて自己負担額あり(非課税世帯は無料)
※前年度所得超過で助成を受けていない方でも、5年度の税額により対象となる場合があります。

※障害者紙おむつ購入補助券の更新申請は10月から受け付けます。

▶申請方法 身体障害者手帳等を問合せ先へ持参か郵送(電子申請可)

▶問合せ 〒110-8615
台東区役所障害福祉課
(区役所2階⑩番)

TEL (5246) 1201



詳しくはこちら

特別養護老人ホームの入所申込を受け付けています(5年度第3回分)

▶対象 在宅生活を続けることが困難であり、原則要介護3以上と認定された方(入院治療の必要な方、特別養護老人ホームに入所中の方は除く)

※要介護1・2で申込み場合は、申込書の「特列入所要件に該当することの申請書(要介護1・2の方向)」の記入が必要です。

▶対象施設

区立特別養護老人ホーム

施設名	住所
浅草	浅草4-26-2
谷中	谷中2-17-20
三ノ輪	三ノ輪1-27-11
蔵前	蔵前2-11-7
台東	台東1-25-5
千束	千束3-28-13

民間特別養護老人ホーム

施設名	住所
浅草ほうらい	清川2-14-7
フレスコ浅草	浅草5-33-7
橋場すみれ園	橋場1-1-10

区外協力特別養護老人ホーム

施設名	住所
白楽荘	多摩市
みずほ園	西多摩郡瑞穂町
良友園	
ひのでホーム	西多摩郡日の出町
新清快園	
第2カントリーピア青梅	青梅市
青梅愛弘園	
成蹊園	
福楽園	あきる野市
和敬園	

▶必要な物 介護保険証、過去3か月分のサービス利用票およびサービス利用票別表等

▶入所のご案内・申込書配布・申込場所 地域包括支援センター、高齢福祉課(区役所2階⑤番)

※申込書は区HPからもダウンロード可

※郵送申請不可

※申込みの際は、家族やケアマネジャーと相談してください。

▶申込締切日 10月31日(火)

▶問合せ 高齢福祉課

TEL (5246) 1205

住宅用火災警報器の設置費用を助成しています

▶対象 区内在住で次のいずれかに該当する世帯 ①65歳以上の高齢者のみ ②身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる
※有効に作動する火災警報器がすでに設置

されている場合は、対象外となる場合があります。

▶設置台数 煙式1台(業者による設置)

▶自己負担額 1,000円

▶申込み・問合せ 社会福祉協議会

TEL (5828) 7541

ヘルプマーク・ヘルプカード等を配布しています

ヘルプマークとは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。ヘルプカード、ヘルプマークホルダー等も併せて配布しています。



▶配布場所 障害福祉課、松が谷福祉会館、保健予防課等

※「ヘルプシール」と「伝言・連絡パターン集」を作成しました(シール紙に印刷すれば、ヘルプカードの自由記入欄や身に付けているもの等に貼ることができます)。詳しくは、区HPをご覧ください。

▶問合せ 障害福祉課(区役所2階⑩番窓口)

TEL (5246) 1058



詳しくはこちら

高齢者マッサージサービス券の新規申込みを受け付けています

1枚につき1,000円の負担でマッサージ(30分程度)・はり・きゅういづれかの施術を受けられる券を配付します。

▶対象 9月15日現在、区内在住の73歳以上の方

※特別養護老人ホーム入所者は除く

▶配付枚数 1人年間2枚

▶利用期間 6年3月31日(日)まで

▶利用場所 台東区三療師連合会に所属するマッサージサービス券取扱場所

▶申込方法 本人確認できる物(健康保険証・運転免許証等)を持参し、問合せ先へ

▶問合せ 高齢福祉課(区役所2階⑤番)

TEL (5246) 1222・1224



省エネ機器等導入への助成金

住宅や事業所へ省エネ効果のある機器等を導入する場合に、助成を行っています。

▶対象機器等

- ・家庭用燃料電池(エネファーム)設置
- ・家庭用蓄電池システム設置
- ・共同住宅共用部用LED照明改修
- ・太陽光発電システム設置
- ・雨水タンク設置
- ・高反射率塗料施工
- ・窓・外壁等の遮熱・断熱改修
- ・屋上・壁面・地先・駐車場緑化・プランター設置
- ・省エネ効果が認められる機器等への入替(事業所のみ)

▶期間 通年(予算が無くなり次第終了)
※申請方法等、詳しくは区HPをご覧ください。

▶問合せ 環境課

TEL (5246) 1281



区内事業所を対象とした産業実態調査にご協力ください

6年度に予定している「(仮称)台東区産業振興計画」の策定に向けて、区内産業の現状や課題を把握するための調査です。

▶対象 区内事業所5,000社程度(製造業・卸売業・小売業・サービス業・飲食サービス業・宿泊業・商店街)

▶調査方法 9月下旬に対象の事業所へ調査票を送付

▶問合せ 産業振興課

TEL (5246) 1219

ECサイト「台東ファッションザッカセクション」参加事業者募集中!

区では、オンラインセレクトショップ・スタイルストア内に、「台東ファッションザッカセクション」特設ページを運営しています。本ページへ出品を希望する事業者を随時募集中です。

参加資格・応募方法等は区HPをご覧ください。

▶問合せ 産業振興課

TEL (5246) 1143



詳しくはこちら



保険・年金

会社都合等により退職された方は国民健康保険料が軽減されます

リストラなどで職を失い、退職時点で65歳未満の方は、申請により国民健康保険料が軽減されます。

▶対象 雇用保険受給資格者証の退職理由コード11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方(特例受給資格者【特】・高年齢受給資格者【高】は除く)

▶軽減の内容 前年の給与所得を100分の30として保険料を計算

▶軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末

※就職後すぐに離職し、雇用保険の受給資格が発生しない方で、前回の離職が軽減対象の離職コードに該当し、前回の雇用保険の残日数分を受給する方については、軽減の対象となる場合があります。詳しくは、お問合せください。

▶必要な物 雇用保険受給資格者証(原本)、対象者と届出人のマイナンバーが確認できる物、本人確認書類(運転免許証等)

▶問合せ 国民健康保険課(区役所2階⑩番) TEL (5246) 1252

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した方へ～届出をお忘れなく～

国民健康保険加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課、区民事務所・同分室で国民健康保険をやめる手続きをしてください。届出により国民健康保険料が変更となる場合は、後日世帯主あてに保険料変更通知書を送付します。

▶必要な物 職場の健康保険証(写し可)、台東区の国民健康保険証、マイナンバーの確認ができる物(いずれも保険証が変わる方全員分)

※郵送での手続きを希望する場合は、電話で問合せ先へ

●保険証利用にご注意ください

職場の健康保険は、保険証に記載されている「資格取得年月日」または「扶養認定年月日」から有効です。資格取得年月日等以降に誤って台東区の国民健康保険証を使って診療を受けた場合、区が負担した医療費(総医療費の7~8割分)を返還してもらうこととなります。

▶問合せ 国民健康保険課(区役所2階⑩番) TEL (5246) 1252

福祉(高齢・障害等)

ストマ用装具(蓄便袋・蓄尿袋・紙おむつ)給付券の更新申請を受け付けます

10月~6年3月分の申請を9月下旬から受け付けます。

▶対象 区内在住でストマ用装具を使用している方